

令和6年度女性の視点を取り入れた地域防災推進パンフレット作成業務 企画提案募集要領

この要領は、「女性の視点を取り入れた地域防災推進事業」のうち、令和6年度に実施する「令和6年度女性の視点を取り入れた地域防災推進パンフレット作成業務」（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される事業者（以下「受注候補者」という。）を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 委託業務の概要

(1) 業務名

令和6年度女性の視点を取り入れた地域防災推進パンフレット作成業務

(2) 目的

災害から受ける影響や、避難所運営・災害備蓄等におけるニーズは、男女によって異なるため、災害対応に当たっては男女双方の視点を取り入れることが重要である。しかし、防災分野への女性の参画割合は低く、男性の理解も十分とはいえない現状にあることなどから、女性視点の意見は反映されにくい傾向がある。

本業務では、災害時において主に性差から生じる様々な課題を解決していくためには、女性の参画と男性の理解を促進することが重要であるということ、防災パンフレットを通じて、広く一般に普及啓発することを目的とする。

(3) 業務内容

令和6年度女性の視点を取り入れた地域防災推進パンフレット作成業務企画提案に係る仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

(4) 契約期間

契約締結日から令和7年2月28日まで

(5) 事業費（委託上限額）

1,800,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 応募資格要件

プロポーザルに企画を提案しようとする者（以下「提案者」という。）は、次の要件を全て満たす者でなければならない。

(1) 県内に本店又は営業所を有する者。

(2) 物品調達に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成9年宮城県告示第1275号）第4条第2項の規定に基づく物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録された者であること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない

者。

- (4) この業務の募集開始時から企画提案書提出までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（平成9年11月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当しない者。
- (5) 宮城県県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者。
- (6) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当しない者。

3 スケジュール

①企画提案募集の公告	令和6年5月20日（月）
②業務に関する質問受付	令和6年5月20日（月）から 令和6年5月29日（水）午後5時まで
③質問への回答	令和6年5月31日（金）
④企画提案書の提出期限	令和6年6月20日（木）午後5時
⑤企画提案書の書面審査 （3者を超える場合に限る）	令和6年6月25日（火）【予定】
⑥書面審査の結果通知 （3者を超える場合に限る）	令和6年6月26日（水）【予定】
⑦受注候補者選定委員会	令和6年6月下旬【予定】
⑧選定結果の通知及び公表	令和6年7月上旬【予定】
⑨受注候補者との見積合わせ	令和6年7月中旬【予定】

※スケジュールは、発注者の都合により変更される場合がある。

4 応募手続

(1) 質問受付及び回答

イ 質問方法

指定様式（様式第3号）により、下記アドレス宛て、電子メールで提出すること。
なお、電話や口頭、受付期間以外の質問は受け付けない。

bosait@pref.miyagi.lg.jp（復興・危機管理部防災推進課地域防災班）

ロ 質問受付期限

令和6年5月29日（水）午後5時まで

ハ 回答方法

質問に対する回答は復興・危機管理部防災推進課のホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

(2) 企画提案書等の提出

イ 提出書類

- | | |
|------------------------------|---------------|
| (イ) 企画提案提出書 (様式第 1 号) | 1 部 |
| (ロ) 企画提案資格要件に係る宣誓書 (様式第 2 号) | 1 部 |
| (ハ) 概算見積書 (任意様式) | 7 部 |
| (ニ) 企画提案書 (任意様式) | 7 部及び電子媒体 1 部 |

A4判片面印刷で、枚数は30枚を上限とする。また、電子データはPDF形式によるものとし、CD-R、DVD-R、電子メール等の方法により提出すること。

なお、次の事項を記載すること。

- ・表紙 (名称、住所、代表者名、担当者名、電話番号、メールアドレス)
- ・目次
- ・企画提案の概要
- ・業務全体の実施体制、実施計画、実施方法
- ・本業務における提案者の強み (ノウハウや類似業務の受注実績、業務実施に有用な資格保有者の有無、関係団体との連携等)
- ・その他効果が期待できる独自の提案

ロ 提出期限

令和6年6月20日(木)午後5時まで

ハ 提出方法

持参又は郵送とする。(持参の場合の受付時間は、土日祝日を除く午前9時から午後5時まで。郵送の場合は期限日時までに必着。)

なお、電子データについてはメール等による提出も可能とする。

ニ 提出先

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県復興・危機管理部防災推進課地域防災班 (宮城県庁行政庁舎5階)

(3) その他

イ 企画提案書等の提出を取り下げる場合には、速やかに「取下願」(様式第4号)を提出すること。

ロ 取下願の提出があった場合も、既に提出された書類は返却しない。

ハ 企画提案書等の差し替え、変更及び取消は認めない。

ニ 審査は提出された企画提案書等により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求めることがある。

ホ 企画提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。

ニ 提出された企画提案書等は、行政文書となるため、情報公開条例(平成11年宮城県条例第10号)等による開示請求があった場合、個人情報や企業情報などの非開示

部分を除き、開示することとなる。

5 受注候補者の選考

(1) 受注候補者の選考方法

発注者が設置する選定委員会において、5（4）の評価基準及び配点に基づき、提出書類及びプレゼンテーションの総合評価により審査し、各選定委員が採点した得点の総計が最上位の業者を選定する。また、得点の総計が最上位の業者が複数いた場合は、最高点を付けた委員数が最も多い提案者を受注候補者とするが、最高点を付けた委員数が最も多い提案者が複数いる場合は、選定委員会において協議の上で受注候補者を選定する。

ただし、提案者数が3者を超える場合には、5（4）の評価基準及び配点に基づき書面による一次選定を行い、一次選定の総得点が4割を超えた者のみをプレゼンテーション対象とする。

(2) 提案者が1者又はない場合等の取扱い

提案者が1者の場合も審査を行い、総得点が満点の6割以上となった場合のみ、受注候補者として選定する。また、提案者がない場合、提案者全員が失格した場合またはすべての提案が事業目的を達することができないと判断した場合には、選定委員会に諮った上で、再度企画提案を募集する。

(3) プレゼンテーション審査

イ 実施日

令和6年6月下旬【予定】

※日時、場所等については、おって個別に通知する。

ロ 実施方法

(イ) 出席者は1提案につき3名以内とする。

(ロ) 持ち時間は説明15分、質疑応答5分程度とする。

(ハ) プレゼンテーションは、事前に提出された企画提案書に基づいて行うこととし、資料の追加は認めない。

なお、会場では企画提案書を大型モニタに表示するため、参加者はそれぞれ PC 端末（HDMI 対応）を持参すること。

(4) 評価基準・配点

選定委員会は、次の項目及び配点により評価を行う。

評価内容	配点
イ 企画提案内容 (配点 85 点)	
①業務理解度 ・業務目的及び仕様書の内容を理解した提案となっているか。	20 点
②デザイン、構成 ・県民の目を引き、手に取りやすいデザインとなっているか。 ・読みやすさと情報量のバランスが取れた内容となっているか。	30 点
③内容 ・防災に関心の薄い女性や、地域防災の担い手の大部分を占める高齢男性の関心を引くことができる内容となっているか。 ・本業務の効果等を一層向上させることが期待できる内容となっているか。 ・他に優れ、特に評価すべき提案があるか。	35 点
ロ 業務の実施体制 (配点 15 点)	
・事業実施に当たり、十分なノウハウがあるか ・業務を適正かつ確実に実施できる体制が構築されているか。 ・業務の全体スケジュールは適切か。	15 点
合計 100 点	

6 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、提案者を失格とする。

- (1) 本募集要領等に従っていない場合
- (2) 同一の提案者が2つ以上の企画提案書を提出した場合
- (3) 提出された書類に記載されている文字の判読が困難又は文意が不明である場合
- (4) 企画提案書提出後、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（平成9年11月1日施行）」に掲げる資格制限を受けた場合又は宮城県の「建設工事入札参加登録業者等指名停止要領（昭和60年7月8日施行）」に掲げる指名停止を受けた場合
- (5) 企画提案書提出後、宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に該当すると認められた場合
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合
- (7) その他、公正な企画提案の執行を妨げたと認められる場合

7 受注候補者選定後の取扱い

(1) 結果通知

発注者は受注候補者選定後、書面により各応募者へ当落及び評価得点を通知するとともに、県公式ホームページにて、選定された業務委託候補者名を公表する。また、見積合わせ後、県政情報センターにて応募者名および評価得点の公表を行うが、評価得点については選定された業務委託候補者のみ公表する。

なお、審査内容及び審査結果の問い合わせには応じないものとし、審査結果に対するいかなる異議申し立ても受け付けないものとする。

(2) 仕様の変更

発注者は、発注者が特に必要と認めた場合は、受注者との協議により、仕様書の一部を変更することが出来るものとする。

(3) 委託契約

発注者は、選定した受注予定者と、指名委員会の審議を経た上で、仕様書に基づき予定価格の範囲内で見積り合わせにより本業務を委託する。また、県と業務委託候補者が協議した上で契約書を作成する。

なお、業務の実施に関して、受注候補者の企画提案内容をそのまま実施することを約束するものではなく、発注者と受注候補者で協議の上、決定するものとする。

(4) 支払い条件

支払方法は、原則として業務完了後の一括払いとし、前金払は行わないこととする。

(5) 契約保証金

業務委託候補者は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、財務規則第114条各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

(6) 受注候補者の辞退等

次の場合は、受注候補者の選定を取り消し、他の提案者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した提案者を受注候補者とする。

イ 受注候補者が辞退した場合

ロ 委託契約を締結するまでの間に、受注候補者が、入札参加業者登録簿の登録を取り消され、又は入札参加資格制限を受けた場合

ハ 委託契約を締結するまでの間に、受注候補者が提案時において2の応募資格を有していなかったことが判明した場合

ニ (3)に係る発注者と受注候補者の協議が調わなかった場合

8 その他必要な事項

(1) 機密の保持

受注者（再委託をした場合の事業者を含む。）は、本業務を通じて知り得た情報を

機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。
また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(2) 個人情報の保護

受注者（再委託をした場合の事業者を含む。）は、本業務を履行する上で個人情報の取扱いについては、個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）を遵守しなければならない。

9 問い合わせ先

宮城県復興・危機管理部防災推進課地域防災班

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

電話 022-211-2464